

プロジェクト リース

項目 指数又はレートに応じて決まる変動リース料の取扱い

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 113 回リース会計専門委員会（2022 年 4 月 18 日開催）でリース負債の計上額に含めることを提案した指数又はレートに応じて決まる変動リース料の取扱いについて、第 479 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた再検討案を提示することを目的としている。

## これまでの議論

2. 第 479 回企業会計基準委員会及び第 113 回リース会計専門委員会において、改正リース会計基準において指数又はレートに応じて決まる変動リース料をリース負債の計上額に含めることを提案し、リース開始日及び再測定時の会計処理について次の取扱いを提案した。

### リース開始日の取扱い

- (1) 原則として、リース期間にわたりリース開始日現在の指数又はレートによりリース料総額を算定する。
- (2) リース開始日現在の指数又はレートがリース期間にわたり変動しないものとみなすことが合理的ではなく、指数又はレートの将来の変動を見積るための十分な情報が入手できる場合には、変動リース料が参照する指数又はレートの将来の変動を見積り、見積られた指数又はレートを用いて変動リース料に係るリース負債を算定することを、原資産を貸借対照表において表示したと仮定した場合の勘定科目ごとに会計方針として選択することができる。

### リース負債の再測定時の取扱い

- (1) 原則として、リース料の算定に使用される指数又はレートの変動により、今後支払うリース料に変動が生じた場合、残存リース期間にわたり見直し時の指数又はレートによりリース料総額を算定する。
- (2) 参照する指数又はレートの将来の変動を見積り、見積られた指数又はレートを用いて変動リース料に係るリース負債を算定することを選択した場合には、参照する指数又はレートの将来変動に係る見積りに変更が生じたときに、当該変更を反映するようにリース負債の見直しを行う。

### 第 479 回企業会計基準委員会において聞かれた意見

3. リース開始日における指数又はレートに応じて決まる変動リース料の取扱いについて、次の意見が聞かれた。
  - (1) 特例を選択する場合の会計方針が勘定科目ごとの選択とされているが、適用によるコストを勘案すると、より柔軟な取扱いができる方が良いと考える。
  - (2) リース開始日現在の指数又はレートがリース期間にわたり変動しないものとみなすことが合理的でない場合においても、合理的でない方法を選択できるとすることは適切ではないのではないかと。

### 事務局による分析及び再提案

#### (本資料第 3 項(1)のご意見について)

4. 国際的な会計基準においては指数又はレートに応じて決まる変動リース料の会計処理に例外がない中で国際的な会計基準との比較可能性を大きく損なわない範囲で我が国特有の定めを置くことが趣旨であることから、例外的な取扱いが適用できる要件を厳格に定めることを提案していた。
5. しかし、国際的な会計基準との比較可能性の観点から、指数又はレートに応じて決まる変動リース料の例外的な取扱いは、勘定科目ごとに会計方針として定めるのではなく、例外的な取扱いを選択適用するリースに係るリース負債に関して以下の注記を要求することを前提として、リースごとにリース開始日に選択できることとすることが考えられるがどうか。
  - (1) リース負債の貸借対照表計上額
  - (2) 本資料第 2 項で示す原則的な取扱いを適用した場合のリース負債の期末残高

#### (本資料第 3 項(2)のご意見について)

6. 第 7 項でお示しする文案イメージにより修正対応を行っている。

### 事務局提案を反映した文案イメージ

7. 事務局提案を反映した文案イメージについて、第 479 回企業会計基準委員会で示

したリース取引に関する会計基準の適用指針の文案イメージからの主な内容の修正箇所を、黄色ハイライトで示している。

(HP では非公表)

以 上